保長介第８０９号

令和３年５月１４日

介護サービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局

長寿応援部介護保険課長

（公　印　省　略）

**まん延防止等重点措置の適用期間延長に伴う事業所の運営について（通知）**

日頃より本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の実施期間が、令和３年５月３１日まで延長されました。

各事業所におかれましては、これまでも感染防止対策を講じていただいているところでありますが、定期的な換気や感染防護具を活用するなど、より一層の感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止に関する情報等につきましては、本市ホームページに随時掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

　　【参考】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

（たどり方）トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>介護保険>指定申請・共通

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p078448.html>

【担当】  
保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係　  
電話　０４８－８２９－１２６５  
ファックス　０４８－８２９－１９８１

メールkaigo-hoken@city.saitama.lg.jp